

## 平成 27 年度第 1 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

|                |   |
|----------------|---|
| 日 時            | 平成 27 年 7 月 13 日 (月) 15 時 00 分から 16 時 30 分まで  |
| 場 所            | 本庁舎 5 階 519 会議室   |
| 出席委員<br>(10 名) | 藤野会長、陶山副会長、金子委員、白石委員、椎野委員、中谷委員、伊藤委員、宮本委員、厚見委員、長沼委員  |
| 事務局<br>(12 名)  | 環境部長、循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、施設管理担当課長、施設整備・広域担当長、事業センター担当長、リサイクルプラザ担当長、破碎処理場担当長、上家主査、宮田主任 |
| 傍聴者<br>(0 名)   | なし  |

### 【委嘱式】

人事異動等の関係により新たに委員を務めていただく補欠の委員に、市長から委嘱状を交付する。

### 【諮問】

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、市長から廃棄物対策審議会に対し諮問書を手交する。

諮問内容は次の 2 つ。

- ・ 条例別表第 1 及び第 3 に掲げる一般廃棄物の処理手数料等の額の改定等について
- ・ 既存の一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大に伴う上乘せ基準の設定及び搬入条件の厳格化に伴う不利益処分基準の設定について

### 【市長挨拶】

市長から諮問内容を含めた挨拶を行う。

### 【開 会】

会議に先立ち、委員 11 名中、10 名出席 (1 名欠席) のため、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」第 5 条の規定により審議会の成立を確認する。

(会長)

今回は大きく 2 つの諮問を市長からいただきました。手数料の改定については、前回の手数料の改定の際、現在のごみ焼却施設が建設中であったこともあり、据え置きとした部分があります。今回は新たな処理原価を事務局の方で算定したようですので、改めてその額について見ていきたいと思えます。もう 1 つは、一般廃棄物収集運搬業に関する内容で、昨年度の答申を受けたものです。具体的な制度設計についての諮問ですので、引き続き皆様のご意見をお願いします。

### 【審 議】

(事務局)

それでは、これより進行は会長にお願いします。

(会長)

早速ですけれども、事務局から資料が配布されていますので、説明をお願いします。

(事務局)

説明に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。

- ・資料1 諮問とその理由
- ・資料2 一般廃棄物の処理手数料端数処理の条例上の明記
- ・資料3 平成26年度廃棄物処理費用と処理量
- ・資料4 現在の手数料体系と現状
- ・資料5 平成24年度廃棄物対策審議会答申主旨
- ・資料6 神奈川県内の一般廃棄物処理手数料表
- ・その他 次第、委員名簿、席次表

《資源循環担当長 資料1～資料6説明》

(会長)

まずは資料1についてです。諮問内容については、特にご質問はないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員)

特になし。

(会長)

資料2の処理手数料の端数処理の条例上の明記ですが、要は切り捨てと書いてあるところは料金を徴収していないという表ですよね。大雑把に言えば。ややこしいのは資料3だと思います。資料3は処理費用を計算した表、資料4は現状の体系をまとめた表です。ご質問があればお願いします。

(会長)

新たに焼却場のコストが出てきましたが、以前と比べてどうなっているのでしょうか。資料3の一番の上にある費用です。

(事務局)

同表の一番上の欄の合計ですが、平成26年度と平成23年度の比較で申し上げますと、平成26年度実績が15億1697万円、平成23年度は15億3623万円となっています。内訳ですが、焼却場は平成26年度が11億403万円、平成23年度は11億4583万円、破砕処理場は平成26年度が2億180万円、平成23年度は1億6710万円、最終処分場は平成26年度が2億1112万円、平成23年度は2億2328万円です。

(会長)

新しい焼却場だと発電とかも含めた数字ですか。いわゆるそういったメリットを含んでいると考えてよろしいですか。

(事務局)

はい。

(会長)

その他にありますか。

(委員)

素朴な疑問ですが、民間だと設計計算があり、想定する搬入量があり、だからこれくらいの料金を設定するといったことになります。当然、市も想定していると思うのですが、ここで示された新しい数字は、設計どおりの中身になっているのでしょうか。それとも、ごみの量が減っているから、こういった数字になっているのでしょうか。

(事務局)

新しい焼却炉は設計上8万4388トンとなっていますが、平成26年度の搬入量実績は7万4025トンとなっていますので、若干少なくなっています。

(委員)

料金についても、新しい焼却炉の設計段階から想定していた金額というものがあると思うのですが、そうした想定量を下回る実績が出たのにも関わらず、この時点で上げていくという理由がよくわかりません。下げるということもあるかもしれませんが。

(会長)

新しい処理施設を設け、広域化による処理計画を実施したがために料金が上がるとなれば、そこに説明責任が伴うことになります。根拠とか、想定していた計画の状況とか、ここで出しておかないと、その後の議論が困ったことになると思います。

(事務局)

今回の手数料の見直しにあたりまして、先ほどご説明いたしましたが、運営するにあたって、全体で幾らかかるのか金額を積算し、それを処理量で割りかえた中で、処理単価を出しております。処理量は毎年変動しますが、運営でありますとか整備についての金額は積算した上で単価をだしています。前回の手数料についても同じ様な考え方で計算しております。

(会長)

そうしますと、資料4の特定料金の「現状」というところに処理原価が470円とでています。比較したいのですが、新しい焼却場の前の処理原価は近々だといくらになりますか。

(事務局)

前は平成23年度実績で審議いただいておりますが、その時の特定料金については処理原価が443円となっております。内訳としては処理費用が221円、収集運搬費用が222円です。手数料につきましては、現在と同じ1キログラム33円になりますので、先ほどの処理原価443円に対しては約74%の負担率、今回の資料でお示した平成26年度実績に対しては約70%の負担率になっております。

(会長)

処理費用は下がったけれど、収集運搬費用はかかってしまっているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

今回、資料をお示しさせていただきましたが、前回との比較がないとなかなか検討は難しいのかなと思いますので、事務局の方で前回の負担率や単価等を資料としてお出ししたいと思います。手数料については、個別の手数料の審議のほかにも3件、ご審議いただきたい内容がございます。1つは、処理施設に直接搬入した際の5キロ未満の扱いです。こちらは5キロ未満の場合、手数料はゼロ円となっています。2つ目は、許可業者が許可証をなくした場合の再発行にかかる手数料。こちらは年間1件から2件ありますが、手数料はゼロ円となっています。3つ目は、通常のごみ処理とは異なり処理に手間のかかるごみの手数料を別に設けるべきではといった内容でございます。したがって、内容を踏まえながら順にご審議いただければと思います。

(会長)

少しまわりとの比較をしながら検討した方がいいものと、そうでないものもありますので、そこは分けて検討した方がいいかなと思います。今年度の審議会は全部で3回というふうに考えて宜しいでしょうか。

(事務局)

全体のスケジュール的なお話をさせていただきます。手数料を改定する場合、条例の改正が必要になってまいります。条例を改正するには12月議会に上程することになりますので、そこから逆算いたしまして、9月下旬から10月上旬には手数料の改定に関する答申をいただきたいと考えております。まずはこちらの審議を優先していただければと思います。

年間を通してのスケジュールですが、本日の審議会で手数料の改定に伴う資料説明をさせていただき、2回目の審議会で本日の資料をもとに各委員からご意見をいただきたいと考えております。3回目の審議会で、答申案の作成といった予定です。また、一般廃棄物収集運搬業の制度設計についても諮問させていただいているところですが、こちらにつきましては手数料の審議状況にもよりますが、2回目以降に御審議いただきたいと考えております。

(会長)

本日はすでに7月に入っていますので、9月に答申を出すとなると、2回目に料金改定については大体のところをまとめ、一般廃棄物収集運搬業の制度設計については3回目のところで最終的にまとめていくような感じになれば無理がないような気がします。9月までに3回の審議を行うのは、少しタイトになりますが、皆さんよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(委員)

今回の手数料のところは一番あつところなので、時間はかかるころでしょう。

(委員)

たくさん資料をいただいたのですが、どういうふうになっているのかさっぱりわかりません。市としては上げなければならないとかの方向性を出していただかないと、私としてはどういうふうにしたらよいかわかりません。他市と比べると、料金を取っているので手を付けなければならない、というように具体的にやっていただかないと、制度自体に精通しているわけではありませんので、こんなに資料をいただいても、自分自身の考えもありませんので、一般市民としては、手数料は現状でいいのか、上げな

ければならないのか、具体的にやっていただかないと参考になりません。よろしくお願いします。

(委員)

そういう発言はいかがなものかと思います。ここに参加している委員は自ら勉強してここにいます。分からなければ、環境部に行って説明をうけてください。自分がわからないからといって、そこまでここでやるのは不合理です。是非お願いします。

(委員)

それなら事前に資料を配布したらいかがですか。

(会長)

今日で料金改定をこの額にするというわけではありませんので、審議会としてもわからないこと、あとで疑問に思ったことは事務局に問い合わせをいただきまして、次回の審議会ではある程度、皆さんが御理解している状況で審議をしましょう。長年、委員を務めている方は、過去の流れをある程度分かっているから、特定料金だと確か手数料の70%前後を負担してもらおうというような考えを踏まえて、ご発言いただけるのかなと思います。そうしたところについては、一度事務局から説明していただいた方がいいのかなと思います。

(委員)

先ほどの委員の意見は、例えばごみの焼却にあたっての費用をもう少し減らしたいとか、そういう方向性を知りたいということなのだと思います。今、市民にはこれだけの費用を負担してもらっているけれど、このままの現状では厳しいので、市民にはもっと負担してもらいたいとか、もしくは、今のままでも十分であるとか、そういった方向性を示してもらいたいということですよ。本日の資料だけでは、私もわかりにくいと思います。これまでの廃棄物対策審議会の意見、例えば70%が妥当かどうかといった考え方だけではなく、これからのごみの処理にあたり、減らしていかないと市全体の財政にどれだけ負担がかかっていくのかとかいった視点がとても大事だと思います。他の方は、そういったところは思いませんか。

(会長)

私自身は前からこの審議会に参加しておりますので、だいたいの流れ、処理原価のどれくらいを負担してもらうのがいいかなという金額の決め方は把握していますが、更に負担を増やす必要があるとか、ないとかについては事務局から説明を受けないと分からない部分です。そのあたりは事務局の意見をうかがいたいと思います。一方で、委員の理解を深める上で、過去の審議会で出された意見についても知っておく必要はあると思います。

(委員)

新しい焼却場ができて、それを維持していくためには、市の財政が厳しい中、ごみの費用を市民に負担してもらいたいという姿勢はあるのか、市に聞いてみてもいいのと思います。

(委員)

事務局としてそういった資料は出せますか。

(事務局)

手数料についての考え方ですが、ごみを処理するに必要なコスト、例えば人件費や施設の運営費とか、

そういった処理原価に対して、基本的には100%の負担をお願いしたいというのがあります、ただ、100%を徴収するかどうかといったところについては、この審議会で検討いただいていたところです。本日の資料についても、処理原価に対しどの程度の徴収率にあるか、パーセンテージでお示ししています。今のところ、手数料については、サービスを受ける人が処理原価相当分を負担してもらいたいという考えがあります。

(会長)

手数料の負担割合については、例えば、従来の流れでいこうとすると、単価はある程度決まってくると思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

(委員)

私はその流れでいいと思います。

(委員)

受益者負担でいいと思います。ただ、現実を見てみると、処理費用原価や収集運搬原価は、世間一般で言われている額より高いです。そのあたりを市として、削減に向けて努力していくとか、改善していくとかの面があっているのでは。ちなみに、収集運搬原価は10キログラムあたり258円となっていますが、民間ならいいとこ5円くらいです。そのあたりをかえていくことによって、市にかかる経費を削った上で、受益者負担を求めるということならわかりますが。

(委員)

市会議員をやっているので、研究してきたことですが、こういったことは10年以上前からある問題です。少し話をさせていただくと、なんでコストダウンできないかというのは、市の構造的な欠陥です。そのような中で民間委託とかの民による改革が必要になってきたということ。先ほど市長が挨拶の中で、はじめて民間委託とか戸別収集による有料化、有料化の方法は別としてですが、という言葉ででてきました。ということは、そういうことが大前提の中で、今回の手数料が安い高いか、という問題がでてきます。手数料のような簡単な答申であれば、審議会は3回開催する必要はないと思います。以前から申し上げているように、審議会は市のごみに関して、どういう方向にもっていくのかといったところまで踏み込まないと審議会の意味をなしません。繰り返しになりますが、この審議会は勉強会ではありません。平塚市の審議会としての重きを自覚した中で議論しないといけません。委員になったら勉強してほしいし、審議会の委員として集まったら、その場で決断していかなければいけません。委員がおっしゃるように、総合的なごみの問題はこの審議会でも議論すべきです。

(会長)

処理原価に対しては、これまでの審議会において何割負担を目途にということやってきたかと思えます。委員の皆さんもその方向でよいとなれば、議論は簡単に進行していくと思います。ただ、そういう流れとは、変えたい項目はないのでしょうか。特になければ、その前提で話をすることになるのですが。動物の死体については、ちょっと表現が違うのかなと感じます。動物の場合は、市全体にかかわるというよりは、飼い主が限定される、つまり、受益者も限定されるので、処理原価に近づけていくという表現かと思ったのですが。

(委員)

動物の死体については、前は、市民全体でないということで、特定のものを考慮しながら単価をきめ、個人負担を多くしました。これから先も同じ様な方向性ですか。

(事務局)

処理手数料の考え方ですが、処理原価に限りなく近づけていく、そのような基本的な考え方はあります。ただし、いままで負担割合の少ないところを一気にあげるとなると市民生活上どうかという問題もありますので、そうした部分につきましてはご意見をいただきたいと考えます。また、先ほど手数料については、4点の内容についてお話ししました。5キロ未満の処理手数料、平塚市は現在のところとっていませんが、資料2にありますよう、他市はとっている所が多いです。そういうところで、コストをいただく、受益者負担をいただいてもいいかなと考えております。それと同じような考え方で、許可証の再発行手数料につきましても、やはり受益者負担として、かかっているコストを負担していただいてもどうかと考えております。手数料については、例えばスプリングマットレスのように、ひと手間かかるものについても、次回の審議会でご議論いただきたいと考えております。

(事務局)

委員から手数料の見直しについて、ご発言がありましたが、市としては全庁的に3年に一度は使用料や手数料の見直しをするルールがあります。ただ、見直し、イコール値上げ・変えるというわけではありません。現状の料金が適正なのかどうかを見直し、意識づけをしているのは事実ですが、見直しにより条例改正を行い、値上げを100%行っていくということではありません。

(会長)

特定料金については、市の施設稼働ということもあったので、3年ごとということからはずれているという認識でよろしいでしょうか。前の改定が平成24年度、ちょうど3年ということですね。

(事務局)

特定料金は、市で収集から処分まで行う場合の事業系のごみのことですが、市による事業系ごみの収集制度自体は終了しておりますので、この33円を使って歳入を得ている事実はありません。ただこれは、市がキロ33円の特定料金をいただき収集していた民間業者が、民間の許可業者に収集を移行するにあたって、いろんな都合で民間の許可業者が収集できない状況がでてきた段階で、市がケアしなければならないという意味で設定しているものです。33円という料金は条例上設定はされていますが、実際には使われておりません。

(会長)

いつからですか。

(事務局)

事業系ごみの収集については民間の許可業者が行うとした平成25年度以降は市の収集は1件もありません。

(会長)

事務局側としては明確に言いづらい部分があるかもしれませんが、許可証の紛失については、他市も無料とはしていないので、平塚市もやりたいと理解しましたし、5キロ未満のものについても、他市との比較から是非とも取っていきたいと理解しました。この2点について、委員の皆さんはいかがでしょう。

(委員)

異議なし。

(委員)

紛失は個々の責任ということ、市もそれだけのコストをかけて発行するのであれば、それなりの費用はとっていいのでは。

(会長)

なくさなければかからない費用ですし。

(委員)

車の免許証もかなりの金額がかかります。

(委員)

現実に市から指定を受けている業者が許可証をなくすなんてことはあるのですか。

(事務局)

収集車両には原本ではなく写しを携行していただいています。

(会長)

許可証の再発行については御異議がなければ、とる方向でよろしいかと思いますが、どれくらいの費用の徴収をお考えですか。

(事務局)

2年に1回の更新手続きには1万円をいただいております。この1万円の根拠ですが、職員の人工、消耗品などを積算して設定しております。再発行についても、同様に試算すると5000円としています。他市についても同様の金額が多いように思います。

(会長)

金額については妥当な線で、事務局の方でご判断いただいで、次回の審議会でこういう金額になりますと提示いただきたいと思います。審議会としては異議がありませんので、許可業者からはとるということでいいと思います。もう1つの5キログラム未満については、とるという方向でよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

金額については案がおありでしょうか。それとも次回の審議会で資料を含め提示いただくとしたほうがよろしいでしょうか。

(事務局)

次回にお示しします。

(委員)

いままで5キロ未満については徴収していないということですが、どういった理由からそうなっているのでしょうか。サービスですか、それとも事務処理が面倒だからという理由ですか。



(事務局)

10キログラムあたり、いくらというのが条例上の設定です。そういうところで10キロに満たないということや四捨五入する計量器の都合上、とっていないということです。

(事務局)

現実的に機械は25トンとか20トンとかという単位を計るものです。10キロ単位で100円という手数料をいただいています、5キロ未満だと四捨五入されていきます。これは設定の問題です。5キロ以下だと計っても表示がゼロ、5キロだといきなり10キロ単位で表示されます。例えば、5キロ未満も100円とろうとなると、ゼロという表示が機械上されますが、でも持ってきたよね、でも5キロ以下ですよ、という中で、ゼロ表示だけでも100円いただくということなんです。機械がどうしても四捨五入されていくということで、手数料の額は別にしてゼロ表示でもいくらかいただくという話になろうかと思えます。

(委員)

資料2だと横浜市は1キログラム単位で切り上げるとあります。横浜市にできて、平塚市にできない理由はこういったところにあるのでしょうか。

(事務局)

横浜市はわかりませんが、平塚市の場合是一般の方が持ち込むものも同じ機械を使いますので、細かい計り方ができません。1キロ単位で計っても誤差があまりにも大きすぎます。

(会長)

平塚市の方式だと、はかりの性能上、計ることは不可能ですよ。

(委員)

1キログラムで切り上げとは、もってきたらみんなとっているということだと思います。このあたりのことは次回までに調べておいてください。

(事務局)

委員のおっしゃるとおりかと思えます。横浜市が特別なはかりを使っているとは思えませんので、注釈をつけているのか、それは調べさせていただきます。

(会長)

平塚市の場合は持ち込まれた場合は、10キロまでは100円をいただきます、というようなことになるのでしょうか。

(事務局)

表現の仕方で行っているのだと思えます。

(会長)

金額について、とるときの表現の仕方も含め資料の作成をお願いします。残り2つですが、特定料金と手間にかかる料金ですね。資料4の特定料金については、委員から発言がありましたが、市の方でも上げたり、下げたりという意向がなければ、従来どおりの70%の金額を適用するようなものを次回に提示いただいて、委員の皆さんにご判断いただければいいのかなと思えます。動物の死体とかし尿につ

いても必要でしょうか。

(事務局)

徴収率何%というように、資料を作り直してご提案さしあげたいと思います。

(会長)

その中で気になっているのが、動物の死体のところですが。資料4の2ページ目の上段の表の処理原価は61%、下段が71%となっています。たしか前回の改定るとき、一気に金額をあげた記憶がありますが、ここで更に上げることについて、市は急激な変化が生じるとお考えですか。

(事務局)

動物の死体については、前回の平成24年度るときに、廃棄物対策審議会から飼育者が限定されていて、その負担を求めることが公平な点から必要であること、市が収集する場合の負担割合を直接搬入する場合に近づけること、段階的に処理原価に近づけることといった意見がございましたので、また改めてお諮りするところです。ただ、資料6をご覧くださいと、他の市町の料金と比べ、平塚市は高い設定になっています。その辺を含めながら、ご審議いただきたいと思います。料金を上げる場合は、激変緩和措置をとらせていただくことになろうとは思いますが、飼育者に応分の負担を求めていくということと、他の市町との兼ね合いについて、併せてご審議いただきたいと思います。

(会長)

料金改定については、5キロ未満のところと許可証の紛失の場合の再発行についてはとる方向が確定しました。金額については、次回提示いただいて確認をします。処理原価の割合については過去と比較できるものを御提示いただき、その上で審議会で確定させていくということで委員の皆さんよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

もう1つの諮問の一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大に伴う上乗せ基準と不利益処分について、何か事務局から付け加える点や、委員からご意見等がありますか。大丈夫でしょうか。では2つ目の諮問事項は次回以降の審議会で議論ということにします。

(委員)

市長から廃棄物対策審議会から問題提起した点について、民間委託、戸別収集、有料化の3点の話がありましたので、審議会としても早い時期に協議をしてはどうかと思います。

(会長)

民間委託、戸別収集、有料化の3点については、特に市長から諮問というかたちは今回とられていないという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。市長挨拶の中でご発言されていますが、今年度は2つの案件を最優先して部としては審議し、答申をいただきたいという思いで諮問をさせていただきました。市長がおっしゃるように、民間委託等

についても、いずれは諮問というかたちになろうかと思いますが、今年度はそこまでいたってないというところ。審議会は年に4回くらいの予算しかとれていない現状もあります。ただ、新たなご意見をいただいて、県内で戸別収集を行っているところの課題ですとか、委員の皆さんが思い描く戸別収集のイメージを同じ共有するといった作業も必要になるかもしれません。同じ認識に立たないと研究もばらばらになってしまいますので。審議会の進捗に余裕があれば、その中で課題の洗い出し等をはじめていただければよろしいのかなとは考えております。

(会長)

今年度、3回場合によっては4回の中で答申を早くまとめることができれば、委員がおっしゃるような勉強会や意見交換会を行うということでもよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

そのほかに事務局から連絡事項などはありますか。

(事務局)

報告事項があります。今月の22日の定例行政報告会以降の報道発表になりますが、今年の9月に二宮町剪定枝資源化施設が竣工予定となっております。それに伴いまして、10月から家庭系剪定枝の分別収集が開始になります。収集方法は事前申し込み制、無料各戸収集、PRについては、広報ひらつかやごみ通信の自治会回覧、また9月上旬には新たなごみの分別表の配布を通じて行う予定です。新たなごみの分別表は作成中ですが、ごみ処理広域化に伴いまして、ごみの種類の呼称の変更をいたします。たとえば、燃せるごみは可燃ごみ、燃せないごみは不燃ごみ、プラクルについては容器包装プラスチックというように変更になりますが、回収方法自体の変更はありません。

あと次回の日程調整ですが、8月上旬で考えておりますがいかがでしょうか。

#### 《日程調整》

(事務局)

時間と会議室が確定次第、後日連絡いたします。

(会長)

その他にはよろしいでしょうか。それでは次回は8月10日をお願いします。それでは第1回目はこれで終わりにします。

以上